

外国人が生活する「現場」での 課題、取組について

「外国人との共生社会」実現検討会議

平成24年6月15日

新宿区長 中山弘子

I. 新宿区における外国籍住民の現況と特徴

・外国人登録者数は、120か国 33,508人(平成24年4月1日現在)で全人口の10.5%が外国籍の住民。

・国籍別では、「韓国又は朝鮮」37.5%、「中国」が37.3%

この2か国で75%を占める。

・次いで、ミャンマー、ネパールが1,000人を超える。

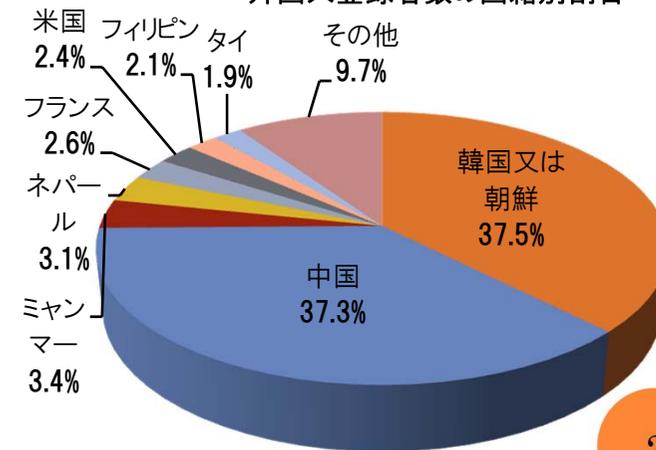
・ミャンマーは1990年代前半から、ネパールは2005年以降急増。

・欧米では、フランス、アメリカがこれに続く。

・フランスが多いのは、フランス人学校の近くにファミリー層が集住しているためと考えられる。

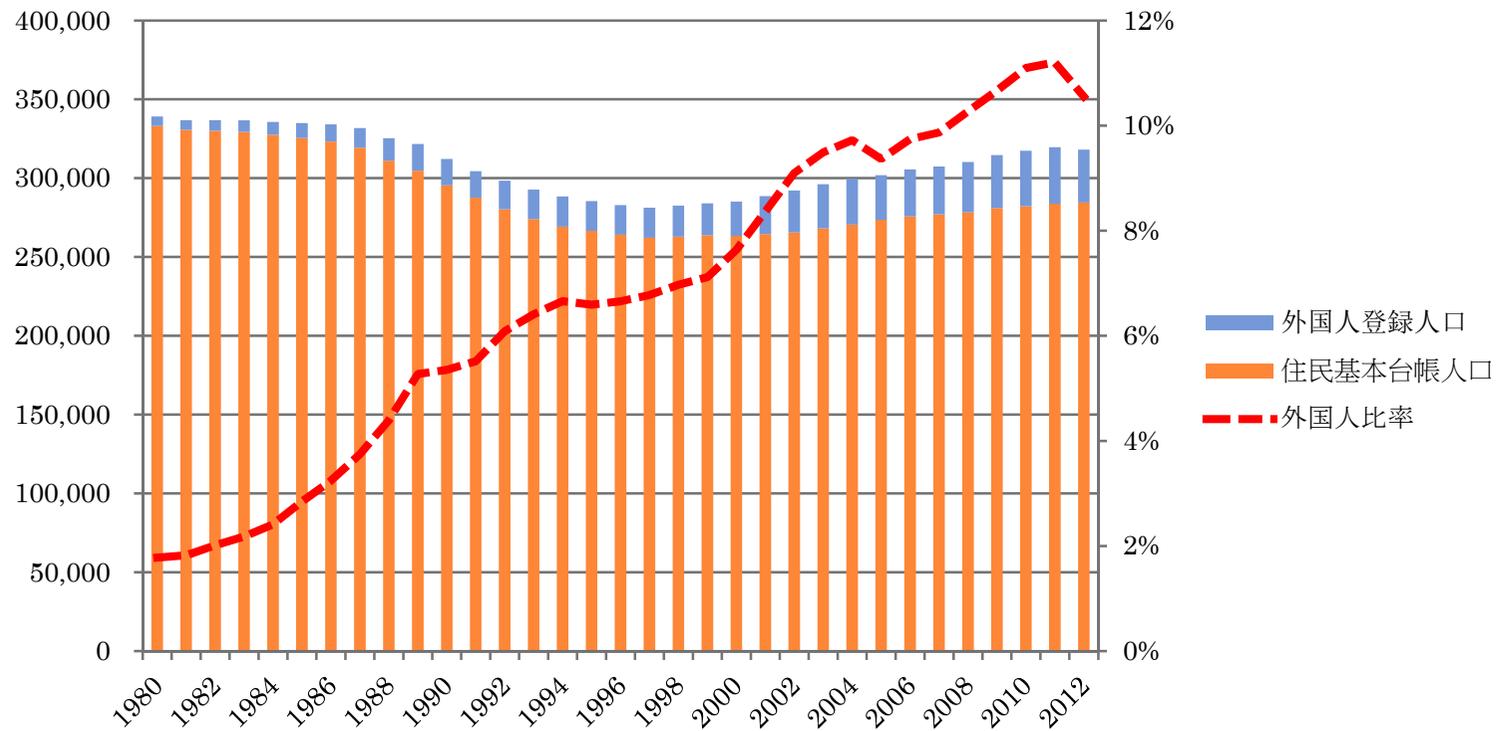
国名	2012年 (平成24年4月1日)	
	人数	%
韓国又は朝鮮	12,556	37.5%
中国	12,496	37.3%
ミャンマー	1,154	3.4%
ネパール	1,053	3.1%
フランス	863	2.6%
米国	812	2.4%
フィリピン	690	2.1%
タイ	634	1.9%
その他	3,250	9.7%
	33,508	100.0%

外国人登録者数の国籍別割合



外国人比率の推移

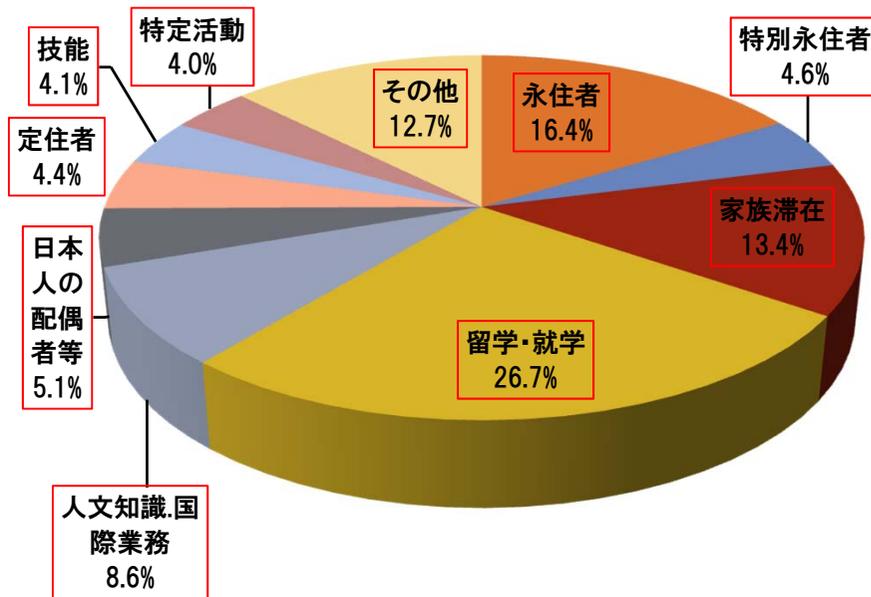
新宿区の外国人登録者は、数・人口比率ともに増加を続けていたが、東日本大震災の影響で2011年に減少した。



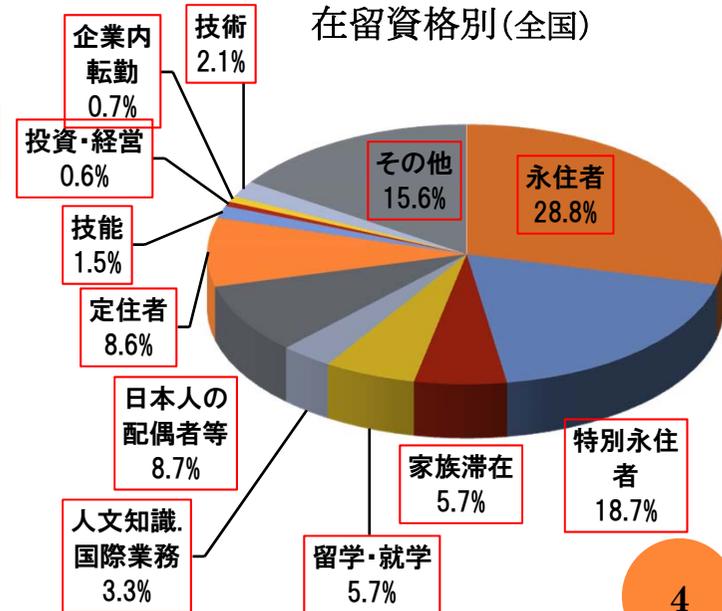
在留資格別の割合

- ・在留資格別にみると、新宿区では「特別永住者」は4.6%で、全国の18.7%と比べてかなり低く、ニューカマーの外国人が多い。
- ・「留学生」は約9,000人(26.7%)で、これは、区内には日本語学校が約40校あることと早稲田大学をはじめとして区内の大学が多くの留学生を受け入れているためと考えられる。

在留資格別割合(平成24年)

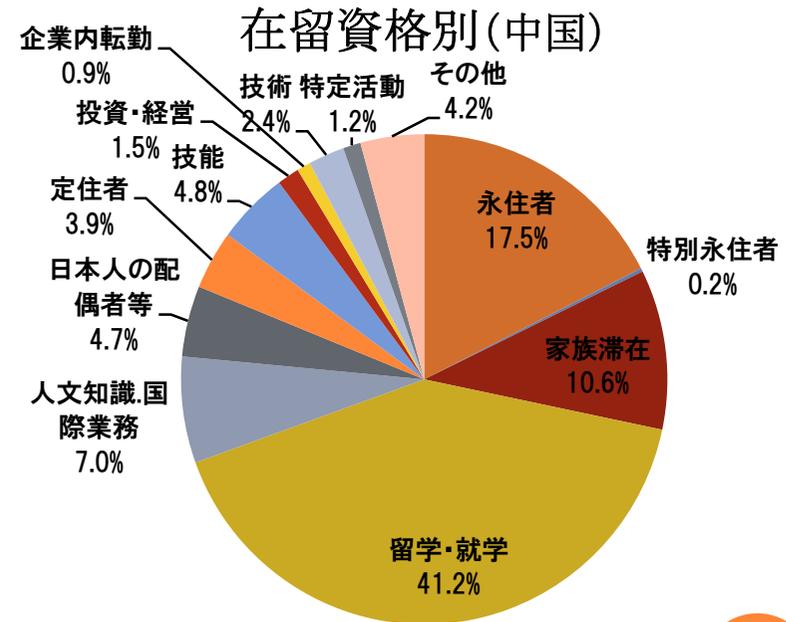
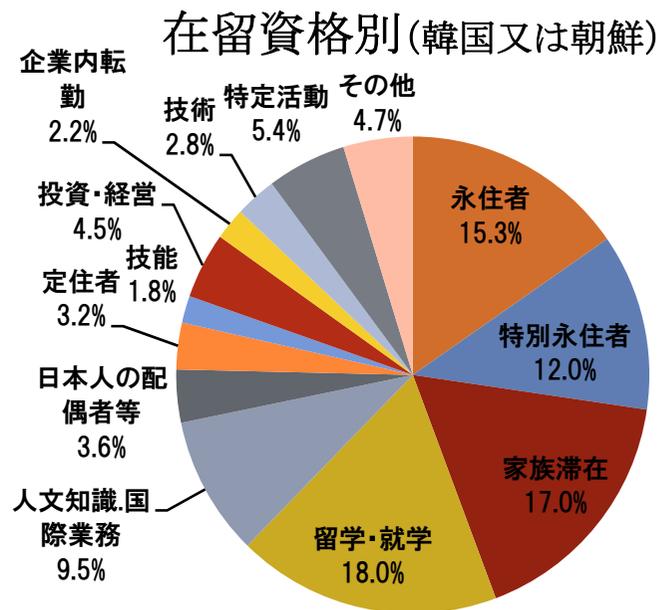


在留資格別(全国)



上位2か国の在留資格別登録者数 (平成24年4月1日現在)

- ・人口の最も多い2か国を在留資格別にみると、最も多いのは「留学」で「中国」では4割以上となる。このため、20歳代の人口が多く世帯構成は「中国」は9割、「韓国又は朝鮮」でも8割以上が「ひとり世帯」である。
- ・就労資格では、「韓国又は朝鮮」では「人文知識・国際」、「投資・経営」、「技術」、「企業内転勤」が多く、「中国」では「人文知識・国際」、「技能」が多い。

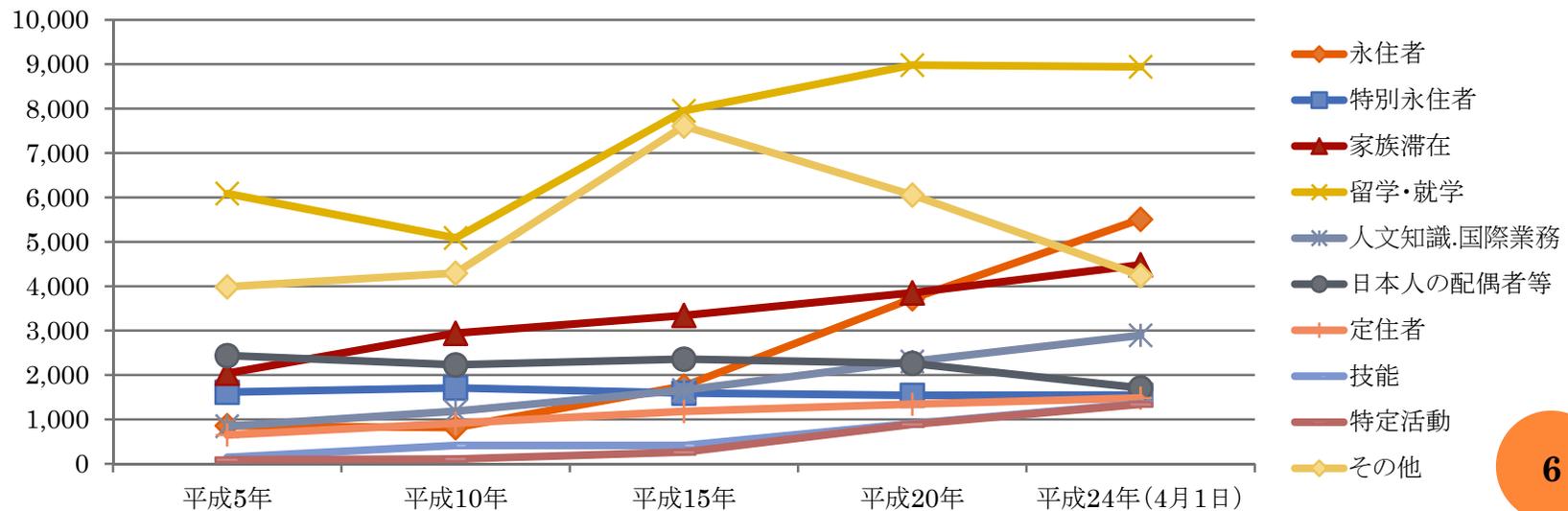


在留資格別外国人登録者数の推移

「留学・就学」は平成10年から平成20年までは増加し、その後は9,000人程度で推移している。

「永住者」の割合は、認定要件の緩和等により増加したものと考えられる。

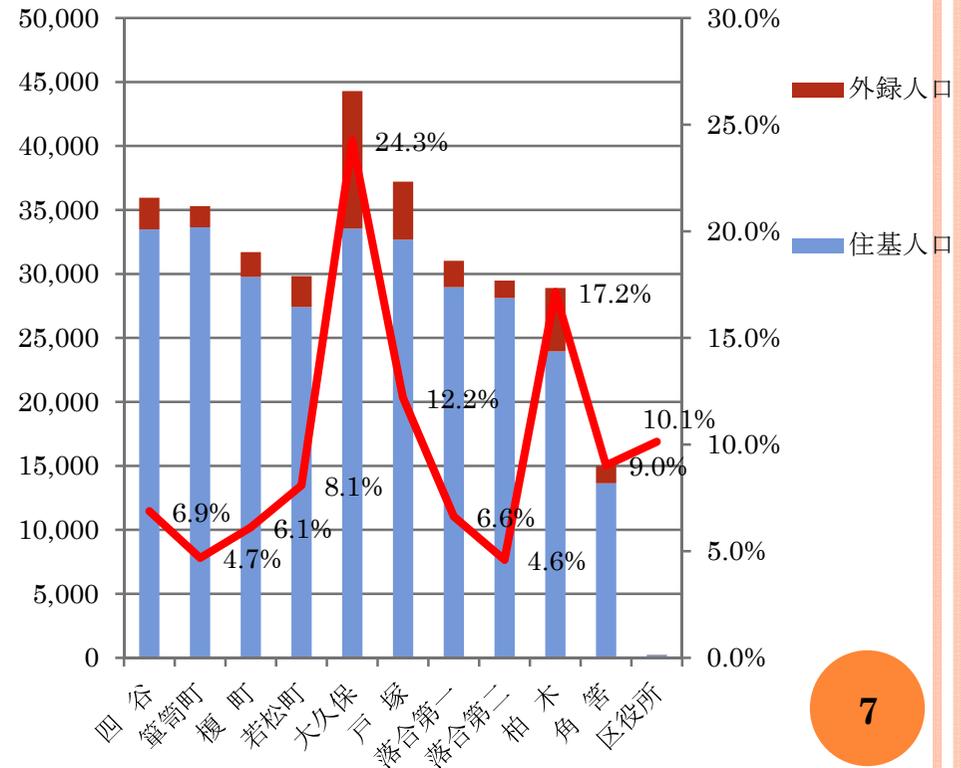
在留資格	平成5年		平成10年		平成15年		平成20年		平成24年(4月1日)		※在留資格(就学)は平成22年7月に廃止されているため留学、就学を合算
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
永住者	858	4.6%	816	4.1%	1,750	6.2%	3,719	11.7%	5,508	16.4%	
特別永住者	1,614	8.6%	1,710	8.7%	1,593	5.7%	1,543	4.8%	1,550	4.6%	
家族滞在	2,039	10.9%	2,941	14.9%	3,342	11.9%	3,851	12.1%	4,483	13.4%	
留学・就学(※)	6,087	32.4%	5,086	25.8%	7,949	28.3%	8,981	28.2%	8,943	26.7%	
人文知識・国際業務	849	4.5%	1,186	6.0%	1,662	5.9%	2,305	7.2%	2,895	8.6%	
日本人の配偶者等	2,437	13.0%	2,230	11.3%	2,357	8.4%	2,263	7.1%	1,708	5.1%	
定住者	650	3.5%	914	4.6%	1,180	4.2%	1,344	4.2%	1,482	4.4%	
技能	147	0.8%	412	2.1%	414	1.5%	906	2.8%	1,358	4.1%	
特定活動	93	0.5%	109	0.6%	262	0.9%	889	2.8%	1,340	4.0%	
その他	3,987	21.3%	4,297	21.8%	7,607	27.1%	6,055	19.0%	4,241	12.7%	
合計	18,761	100.0%	19,701	100.0%	28,116	100.0%	31,856	100.0%	33,508	100.0%	



地域別の外国人登録者数(平成24年4月1日現在)

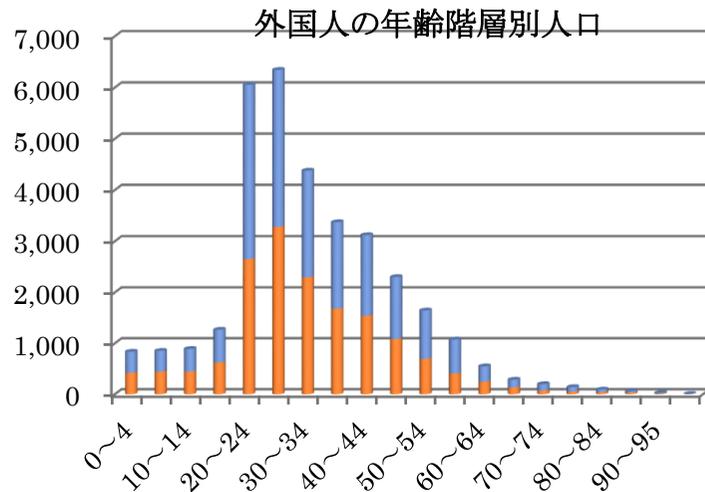
- ・地域別の外国人登録者数は大久保地域が最も多く、地域の人口の4人にひとりが外国籍の住民となっている。
- ・いわゆる「韓流ブーム」で急激に観光地化が進み、様々な課題が生じている一方で、韓国人団体と地域の町会・商店会で一緒に地域清掃活動等を行うなど、相互理解に向けた取組みが行われている。

地域	管内人口	うち住基人口	うち外録人口	管内人口に占める割合	外録人口に占める割合
	A		B	B/A (%)	B/C (%)
四谷	35,954	33,481	2,473	6.9%	7.4%
笹笥町	35,299	33,645	1,654	4.7%	4.9%
榎町	31,711	29,771	1,940	6.1%	5.8%
若松町	29,831	27,419	2,412	8.1%	7.2%
大久保	44,293	33,547	10,746	24.3%	32.1%
戸塚	37,208	32,670	4,538	12.2%	13.5%
落合第一	31,025	28,968	2,057	6.6%	6.1%
落合第二	29,478	28,124	1,354	4.6%	4.0%
柏木	28,907	23,949	4,958	17.2%	14.8%
角筈	14,993	13,641	1,352	9.0%	4.0%
区役所	237	213	24	10.1%	0.1%
合計	318,936	285,428	33,508	10.5%	100.0%

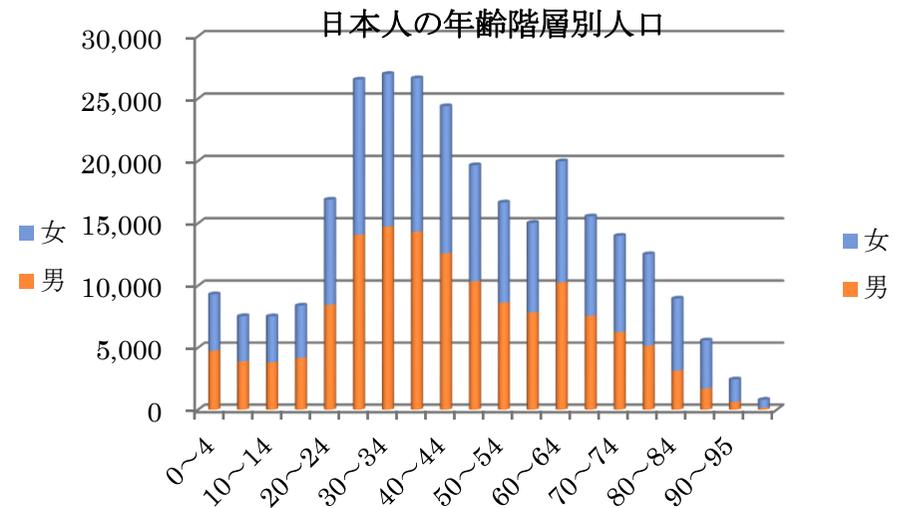


年齢階層別人口の比較 (外国人:日本人 平成24年4月1日現在)

外国人は20歳代～30歳代の人口が多く、生産年齢人口は30,115人で全体の89.9%となる。



日本人の生産年齢人口は、201,164人で、全体の70.5%である。



日本人と外国人を合算した場合、生産年齢人口は231,279人、割合は72.5%となり、2%引き上げられる。

新宿区の年齢階層別人口における外国人比率は20歳代で22.2%となる。

Ⅱ 新宿区が多文化共生施策（「主な論点〈各論〉1、2、4、7、8」に添って）

1 日本語で生活するために必要な施策

●しんじゅく多文化共生プラザ

外国人と日本人の交流の拠点として、
平成17年9月1日に開設。

△交流スペース

- ・資料・情報コーナー 生活に必要な情報を多言語で提供
- ・日本語学習コーナー

・外国人相談コーナー

英語、韓国語、中国語、ミャンマー語、タイ語による生活相談

△多目的スペース

- ・日本語教室や、国際交流や多文化共生をテーマにした講座を開催
- ・毎月第2金曜日に開催される「国際交流サロン」には、様々な国籍の人が毎回40～50人が参加、半数は日本人で外国語で交流をしている。（新宿生活スタートブックP.8に写真）

・日本語学習コーナー

16歳以上を対象とした日本語学習（ボランティアによる自主運営：参加費無料）
（新宿生活スタートブックP.14）

・新宿区日本語教室

（公益財団法人新宿未来創造財団）
日常生活に必要な初級の日本語学習
週1回クラスと週2回クラスがある。
しんじゅく多文化共生プラザなど**10か所**の施設で開催
（費用 3学期制で、1学期1500円から4000円の自己負担）

・日本語ボランティア養成講座

（公益財団法人新宿未来創造財団）
養成講座の受講生による「無料日本語クラス」で、入門の日本語学習
（6月～8月 新宿文化センターで開催）

2 子どもの教育

●新宿区教育委員会

・日本語サポート指導(一人ひとりへの個別指導)

①区立教育センター、教育センター分室での通所による集中指導

対象:外国等から転(編)入してきた小・中学生 (分室は小学生のみ)

内容:母語を使って指導できる指導員を配置し、初期の日本語指導を集中して行う。

(韓国語、中国語以外は事前相談)

時間数:1回3時間を基本として10回程度(※通所のため、小学生は保護者同伴)

②子供の通う学校、幼稚園での支援

対象:外国等から転(編)入してきた幼稚園児、小・中学生

内容:子供の通う学校等で、母語を使って指導できる指導員を派遣して、日本語指導を行う。

時間数:幼稚園児40時間、小学生50時間、中学生60時間

※原則として、①の集中指導を受けた後②の指導を受けるが、①を受けない場合、②の時間数に20時間加算して指導を行う。

・新宿区日本語学習支援

対象:上記の日本語サポート指導を修了した3年生以上

内容:子供の通う学校で、放課後にボランティアを派遣し、日本語学習や教科の指導を行う。

時間数:1回2時間を基本として、70回

・日本語学級 新宿区立大久保小学校に2学級

・日本語担当教員の配置 新宿区立小学校4校4名 新宿区立中学校3校4名の配置

●公益財団法人新宿未来創造財団

・しんじゅく子ども日本語クラス

多文化共生プラザを利用して、夏休み・春休みに開設

・親と子の日本語教室

小学校の教室を利用して、親子20組対象に20時間の学習、保育ボランティアの託児付

毎週土曜日開催 1回2時間で 10回

●夜の子ども日本語・教科支援

(公益財団法人新宿未来創造財団に委託)

対象:小学5年生以上の小学生と中学生

内容:日本語の習得が十分でない外国籍の子供に、夜の時間帯に日本語学習や教科学習の支援を行う。

時間:1回2時間程度

区立教育センター、榎町子ども家庭支援センター

4 医療、社会保障

●多文化共生プラザの「外国人相談窓口」

医療の相談は、東京都保健医療情報センターを案内(新宿生活スタートブックP.52)

●新宿区の国民健康保険

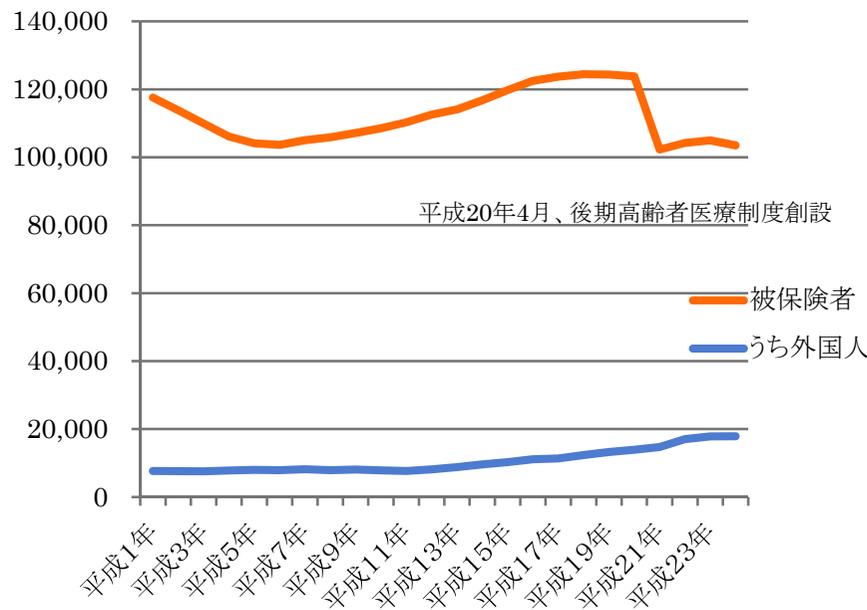
被保険者のうち17.3%が外国人。外国人登録者の半数以上(53.2%)が国保に加入。

留学生(1~2年で転出・出国)が多く、収入はほとんどないため保険料は減額される。

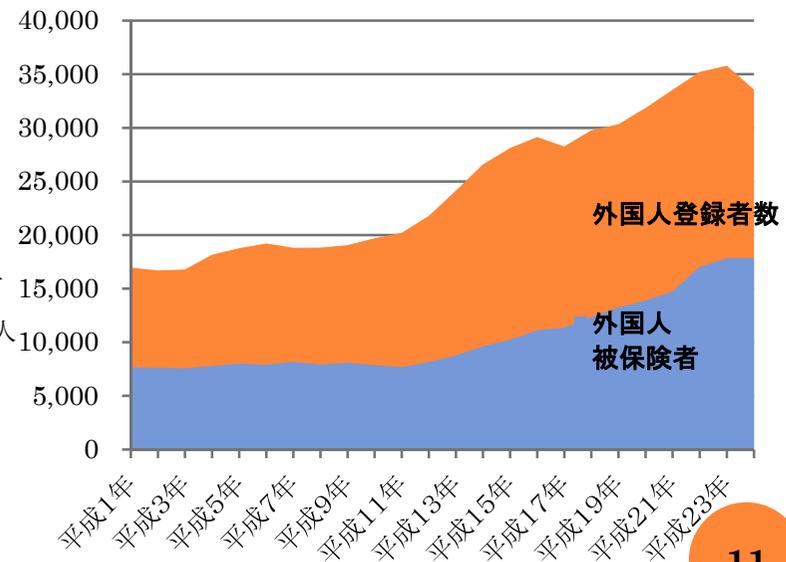
加入時には外国語パンフレット(英語、中国語、韓国語)で制度の説明。

留学生以外でも、国保の加入率が高い。社会保障の適用は雇用問題とセットで考えるべき。

国民健康保険被保険者数及び外国人被保険者数の推移



外国人登録者数と外国人被保険者数の推移



7 情報の多言語化、外国人への情報提供

●新宿区は平成22年3月に「外国人への情報提供ガイドライン」を策定

新たに区民となる段階で生活に必要な基礎的な情報提供(新宿生活スタートブック)を行うことや、区からの情報提供に使用する言語は韓国語、中国語、英語とルビを付した日本語の4言語を基本とすることなどを基準とした。

外国語広報紙や外国語ホームページでは、外国人にとって必要度を考えて情報を絞って掲載。

生活情報紙は、「緊急のとき」、「災害に備えて」など10種類のパンフレットを4言語で作成、必要な情報を必要なときに得られるようにしている。

多言語(韓国語、中国語、英語、ルビ付きの日本語)による情報提供



外国語広報紙



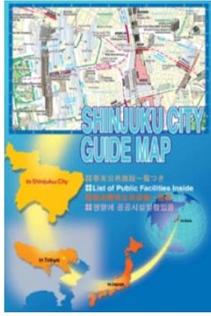
外国語ホームページ



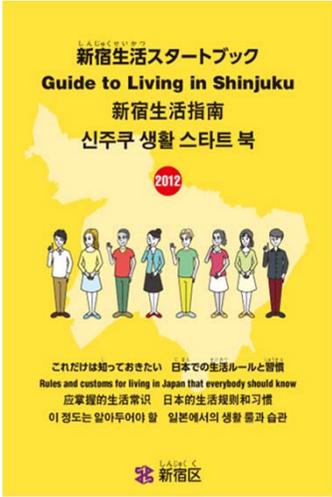
生活情報紙(10種)



SHINJUKU CITY GUIDE MAP(英語のみ)



新宿生活スタートブック



・平成22年3月の「外国人への情報提供ガイドライン」に基づき、4言語(韓国語・中国語・英語・ルビ付き日本語)で様々な情報提供を行っている。

8 互いの文化尊重、理解促進

●しんじゅく多文化共生プラザの「国際交流サロン」(再掲)

しんじゅく多文化共生プラザでは、互いの文化や習慣の理解を促すため、「国際交流サロン」を毎月開催。

●新宿生活スタートブック(再掲)

新宿生活スタートブックでは、日本の文化や生活習慣について紹介。

おわりに

地方自治体はそれぞれ、外国籍の住民を支援するための様々な取り組みを行っている。しかし、外国人の定住化が確実に進む中で、こうした自治体の現実対応には限界があり、日本が今後どのように外国籍の人々を受け入れていくのかという基本的な理念を定めること、そして、外国人に対する社会保障や雇用、教育、子育て、住居など生活していくうえで必要な施策について、広域的、総合的に制度化していく必要があると考える。